

「プレオルソ」®こども歯ならび矯正法

News Letter

プレオルソを受講された先生方へ。



速報!!

昨日、同期のヨット部 島村 大参議院議員より
同窓会を通じてご連絡をいただきました。

下記詳細については、次ページからご覧ください。

- ① 第3時補正案が出ました。
期限が2月末なので急いでください。
- ② さらに追加が出る模様です。

新しい情報がございましたら、すぐにお伝えします

この News Letter は、私の知り合いの先生やセミナーを受講された先生を中心に送らせていただいております。
趣旨は私が日常臨床の中で「大塚式」こども歯ならび矯正法を実践していく中で気がついたこと、改善点、新しいアイデアなどをお伝えするためのメールです。
「プレオルソ」こども歯ならび矯正法 News Letter]を PDF にて配信させていただきます。不要の方や、アドレス変更ご希望の方は下記へお願いします。
<http://www.ooc.or.jp/preortho/newsletter/>
「プレオルソ」こども歯ならび矯正法 News Letter」バックナンバーは、こちら
<http://www.ooc.or.jp/preortho/newsletter/backnumber/>
ご不明な点がございましたら下記までご連絡いただければと思います。

ご自宅で受講できる!
Webライブ配信!

3月14日(日)/21日(日) 開催!!

「プレオルソ」®こども歯ならび矯正法

Basic ベーシック・コース

受講料:2回セット / ¥30,000 (税別)

定員
100名

第1回:3月14日(日) 9:30~12:00

第2回:3月21日(日) 9:30~12:00

申し込み期限:3月7日(日)

「プレオルソ」®こども歯ならび矯正法

無料セミナー 「プレオルソ」とは何か?

受講料:無料

定員
100名

3月14日(日) 13:00~14:30

申し込み期限:3月7日(日)

「プレオルソ」®いびき

いびき改善セミナー

受講料:¥20,000 (税別)

定員
100名

3月21日(日) 13:00~15:30

申し込み期限:3月7日(日)

大塚矯正歯科クリニック
〒702-8056 岡山市南区築港新町 1-15-8
Phone : 086-264-0009 Fax : 086-264-0012
Eメール info@ooc.or.jp

★フェイスブック ツイッター

「大塚 淳」の実名で登録してます。

友達申請 / フォローをお待ちしております♪

★「いいね」 ボタンを押して頂ければ嬉しいです♪

診療・検査医療機関（仮称）、保険医療機関、
保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所の皆さまへ

厚生労働省医政局
医療経理室
医療経営支援課

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・ 医療提供体制確保支援補助金」のご案内

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、緊急的臨時的な対応として、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)の発熱患者等に対する診療・検査体制の確保及び医療機関・薬局等の医療提供体制の確保を図るため、診療・検査医療機関(仮称)をはじめとする対象医療機関等の感染拡大防止対策等に要する費用を補助します。

該当する医療機関等におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

※ 本補助金については、令和2年度事業の申請期限（令和3年2月28日（当日消印有効））までに申請書を提出した医療機関等には審査を行った上で令和2年度に交付決定を行いますが、令和2年度事業の申請期限に申請が間に合わない医療機関等への対応は令和3年度に実施予定です（令和2年度事業の補助を受けた医療機関等は、令和3年度実施分では対象外となります）。

令和3年4月1日からの経費が補助の対象経費となる令和3年度実施分の詳細は後日改めてお示しします。

1. 補助の対象となる医療機関等

補助の対象となる医療機関等は、以下のいずれかに該当する医療機関等です。また、①及び②の両方に該当する医療機関は、①又は②のいずれか一方のみで対象となります。

※ 二次補正予算の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助を受けた医療機関等も補助の対象となります。

① 診療・検査医療機関（仮称）

院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関（仮称）（「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」*による補助を受けた医療機関を除く。）

* 令和2年9月15日の予備費による「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」（令和2年9月15日厚生労働省発医政第0915第2号厚生労働事務次官通知）です（以下同じ）。

② 医療機関・薬局等

院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所（「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関を除く。）

③ 「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関

「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関のうち、同事業の補助基準額*（「1,000万円に、許可病床200床ごとに200万円を追加した額」）が「25万円+5万円×許可病床数」より低い医療機関

* 新型コロナウイルス感染症入院患者受入割当医療機関（重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関）の場合は、補助基準額に追加される1,000万円を除く。

※ ③は、「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関については、本事業の方が補助基準額（上限額）が高い場合は、差額分を補助するということです。

2. 補助基準額（上限額）及び補助の対象経費

(1) 補助基準額（上限額）

補助基準額（上限額）は、以下の区分ごとに、それぞれ次に定める額となります。

※ 申請書（電子媒体申請用）に必須項目を入力すれば、補助基準額（上限額）が最も高い区分での申請となります。

- | | |
|---|----------------|
| ① 診療・検査医療機関（仮称） | 100万円 |
| ② 医療機関・薬局等 | |
| ・病院・有床診療所（医科・歯科） | 25万円+5万円×許可病床数 |
| ・無床診療所（医科・歯科） | 25万円 |
| ・薬局・訪問看護事業者・助産所 | 20万円 |
| ③ 「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関 | |
| 「25万円+5万円×許可病床数」から「令和2年度インフルエンザ流行期 | |

における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の補助基準額*（「1,000万円に、許可病床200床ごとに200万円を追加した額」）を差し引いた額

* 新型コロナウイルス感染症入院患者受入割当医療機関(重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関)の場合は、補助基準額に加算される1,000万円を除く。

※ ③は、「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関については、本事業の方が補助基準額(上限額)が高い場合は、差額分を補助するということです。

(2) 補助の対象経費

補助の対象経費については、令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次の経費です(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)

・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象になりません。

※ 二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」や「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」、令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の対象経費と同じです。

※ 本補助金については、令和2年度事業の申請期限(令和3年2月28日(当日消印有効))までに申請書を提出した医療機関等には審査を行った上で令和2年度に交付決定を行います。令和2年度事業の申請期限に申請が間に合わない医療機関等への対応は令和3年度に実施予定です(令和2年度事業の補助を受けた医療機関等は、令和3年度実施分では対象外となります)。

令和3年4月1日からの経費が補助の対象経費となる令和3年度実施分の詳細は後日改めてお示しします。

3. 申請書の提出

(1) 提出期限 令和3年2月28日(当日消印有効)

※ 本補助金については、令和2年度事業の申請期限(令和3年2月28日(当日消印有効))までに申請書を提出した医療機関等には審査を行った上で令和2年度に交付決定を行いますが、令和2年度事業の申請期限に申請が間に合わない医療機関等への対応は令和3年度に実施予定です(令和2年度事業の補助を受けた医療機関等は、令和3年度実施分では対象外となります)。

令和3年4月1日からの経費が補助の対象経費となる令和3年度実施分の詳細は後日改めてお示しします。

(2) 提出方法 以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397 銀座郵便局留

宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

(3) 提出書類 [申請する経費の支出が全て終わっている場合]

- ① 交付申請書(第5号様式)
- ② 申請書の別紙
- ③ 厚生労働省への請求書
- ④ (「診療・検査医療機関(仮称)」の場合のみ)
「診療・検査医療機関(仮称)」として都道府県から指定を受けたことを証明する書類(都道府県の指定通知書等)
- ⑤ 申請する経費に係る領収書等の支出額が分かるもの(写し)

下記の厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

[申請する経費の支出が終わっていない場合]

- ① 交付申請書(第3号様式)
- ② 申請書の別紙
- ③ 厚生労働省への請求書
- ④ (「診療・検査医療機関(仮称)」の場合のみ)
「診療・検査医療機関(仮称)」として都道府県から指定を受けたことを証明する書類(都道府県の指定通知書等)

下記の厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

※ 事後に事業実績報告が必要となりますので、領収書等の証拠書類は保管しておいてください。

※ 提出書類①～③は以下の厚生労働省ホームページに掲載されていますので、ダウンロードして記載してください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

※ 提出書類④は、都道府県から指定通知書や指定証明書などの交付を受けてください。または、令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行

期に備えた発熱者の外来診療・検査体制確保事業」の交付決定を受けている場合は、当該事業の交付決定通知書（写し）でもかまいません。

※ 申請書の作成方法等は、「申請書記載例」を参照してください。

4. 補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については、補助対象となる医療機関等であるか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関等には「交付決定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関へ振込を行います。

※ 申請書の受付から振込までは、申請書に不備がない場合、おおむね1か月程度を見込んでおります。それ以上連絡がない場合には、お手数ですが、末尾に記載のコールセンターまでご連絡をお願いいたします。

5. 事業実績報告の提出

申請時に「申請する経費の支出が終わっていない場合」は、事業（支出）が終わった日から1か月以内又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

提出方法：以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397 銀座郵便局留

宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

提出書類：①事業実績報告書（第4号様式）
②実績報告書の別紙
③領収書等の支出額が分かるもの（写し）
④交付決定通知書（写し）

下記の厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

※ 提出書類①～②は以下の厚生労働省ホームページに掲載されていますので、ダウンロードして記載してください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

6. 留意事項

- (1) 本補助金により30万円以上(地方公共団体は50万円以上)の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には厚生労働大臣の承認が必要になり、内容によって補助の全部又は一部を返納いただくこととなります。耐用年数前に廃棄等を行う場合には、厚生労働省医政局医療経理室（電話：03-

3595-2225) までご連絡ください。

- (2) 令和2年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、令和4年6月30日までに第2号様式を厚生労働省へ提出してください。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を返納いただくことになります。

※ 提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省医政局医療経理室あて
(電話番号) 03-3595-2225

- (3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。
- (4) 本補助金の申請は、1回限りですので、申請漏れ等ないように確認をお願いします。

※ 本補助金については、令和2年度事業の申請期限(令和3年2月28日(当日消印有効))までに申請書を提出した医療機関等には審査を行った上で令和2年度に交付決定を行いますが、令和2年度事業の申請期限に申請が間に合わない医療機関等への対応は令和3年度に実施予定です(令和2年度事業の補助を受けた医療機関等は、令和3年度実施分では対象外となります)。

令和3年4月1日からの経費が補助の対象経費となる令和3年度実施分の詳細は後日改めてお示しします。

7. 添付資料

- (1) 本補助金の概要資料
- (2) 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関するQ & A
- (3) 申請書様式、申請書記載例
- (4) 実績報告書、実績報告書記載例
- (5) 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金交付要綱

厚生労働省医政局医療経理室 医療経営支援課 (問合せ先) 厚生労働省医療提供体制支援補助金 コールセンター 電話：0120-336-933 (平日9:30~18:00)
--

【R2 三次補正】医療提供体制確保支援補助金の申請が始まっています!

ご準備は進んでいますでしょうか？

- ◆ **申請方法は、**厚労省ホームページから用紙をダウンロードして郵送
- ◆ **締切は、**2月28日(当日消印有効)
- ◆ **金額は、**25万円(上限)
- ◆ **対象は、**昨年12月15日から3月31日までの感染拡大防止対策、
診療体制確保等にかかる経費

* 詳しくは、厚生労働省からの案内「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金のご案内」または厚生労働省ホームページをご参照ください

もちろん、二次補正で手を挙げなかった方も申請できます!

重要ポイントをお伝えします!

【家賃もOKです!】 前と違う月分であれば

感染拡大防止だけでなく、診療体制確保等に要する費用が幅広く対象とされます
ただし、重複は不可で前回と同一の物を二重に申請することはできません

前回（二次補正）、家賃を申請された場合も、違う月の家賃であれば今回も申請できます

* 家賃の領収書が出ない場合は、「通帳の写し」などで代用可

また、マスクなど前回と同じ品目の場合、今回新たに買い求めるのであればOKです

【ゆっくり 4 月以降の申請もOK】 あわてなくても大丈夫です

令和2年度事業のこの補助金の締切は2月28日で、申請期間が1ヶ月もありません
そこで、厚生労働省は令和3年度にも同じ事業を用意しています

（年度をまたいで期間を延長する意味合いです。両方申請することはできません）

**3月末に納品が間に合わない、手続きが間に合わない等々の場合は、ぜひ4月1日
以降の申請をご検討ください**（詳細は追って公表）

【補助金申請等のお問合せ】

厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター

電話 0120-336-933 (平日 9:30~18:00)

【ご意見・ご要望など】

島村大国会事務所 電話 03-6550-0415

また、本年4月から9月までは、初再診5点 が加算できます!

コロナ禍における特例措置として、昨年12月21日に閣議決定されました

この補助金を有効にご活用いただき、感染拡大防止の徹底と、地域の歯科医療提供体制を引き続きお守りいただけますよう、お願い申し上げます

〈ご参考〉神奈川県内の歯科医師向けに、国の情報、神奈川県をLINEで発信しています
県外の方のご登録も大歓迎です!



今後も、現場目線の支援策を
しっかりと働きかけて参ります!

医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援

事業目的

国による直接執行

(予算案：858億円)

- 新型コロナの感染が急速に拡大する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域の役割分担の下で、必要な医療提供を継続することが求められる。
- 医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるよう、緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行う。

事業内容

〔対象医療機関〕

院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所

- ※ 「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」又は「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」のどちらかの補助を受けることができる（両方の補助を重複して受けることはできない）。
- ※ 二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」の補助を受けた医療機関も補助対象となる。
- ※ 令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の感染拡大防止等の補助を受けた医療機関については、三次補正予算の「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」の方が補助上限額が高い場合は、差額分を補助。

〔補助基準額〕 以下の額を上限として実費を補助

- ・ 病院・有床診療所（医科・歯科） 25万円＋5万円×許可病床数
- ・ 無床診療所（医科・歯科） 25万円
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 20万円

〔対象経費〕 令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

- ※ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。

例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CTリース等

- ※ 看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、本補助金を活用して、民間事業者へ消毒・清掃・リネン交換等を委託することが可能。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応（案）

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、誰もがウイルスを保有している可能性があることを考慮して、外来や入院を問わず、全ての患者の診療に対して感染予防策の徹底が必要であること等を踏まえ、特例的に以下の対応をすることとしてはどうか。（令和3年4月～）
- なお、この特例的な対応については、**令和3年9月末までの間**行うこととする。「同年10月以降については、～延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域医療の実態等を踏まえ、年度前半の措置を単純延長することを含め、必要に応じ、柔軟に対応する」こととする。

各医療機関等における感染症対策に係る評価

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、誰もがウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療等に対して感染予防策の徹底及び施設の運用の変更が求められる状況であり、必要な感染症対策に対する評価が必要
 - 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4版」等を参考に、
 - **全ての患者の診療**において、状況に応じて**必要な個人防護具を着用**した上で、感染防止に十分配慮して患者への対応を実施する
 - **新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員研修**を行う
 - **病室や施設等の運用**について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行う
- 等の感染予防策を講じることについて、外来診療、入院診療等の際に以下の点数に相当する**加算等を算定できる**こととする。
 - ◆ **初診・再診（医科・歯科）等**については、**1回当たり5点**
 - ◆ 入院については、入院料によらず、**1日当たり10点**
 - ◆ 調剤については、**1回当たり4点**
 - ◆ 訪問看護については、**1回当たり50円**
- そのほか、新型コロナウイルス陽性患者への歯科治療を延期が困難で実施した場合については、**298点**を算定できることとする。